

## 所管事項調査に関する資料

目次	ページ
第1 感染症研究拠点整備に関する諸会議の開催状況等について……………	2 ～ 4
第2 地方独立行政法人 長崎市立病院機構について	
1 地方独立行政法人 長崎市立病院機構の業務実績に関する評価……………	5 ～ 31
(参考)	
損益計算書による決算の推移……………	32
令和4年度財務諸表……………	33 ～ 36
長崎みなとメディカルセンターの実績値の推移……………	37 ～ 41
地方独立行政法人法等……………	42 ～ 44
第3 新型コロナウイルスワクチン接種の現況について……………	45 ～ 46
(参考)	
5類移行後の新型コロナウイルス感染症の感染状況……………	47
新型コロナウイルス感染症 定点当たり報告数……………	48

市 民 健 康 部

令 和 5 年 9 月

## 第1 感染症研究拠点整備に関する諸会議の開催状況等について

前回の所管事項調査以降に開催された会議等について、主な内容は次のとおり。

### 1 感染症研究拠点整備に関する連絡協議会

#### (1) 目的・委員構成等

設置者	長崎大学
設置日	平成27年8月26日
設置目的	大学・県・市の協定に基づき、課題の明確化とその対応等について協議。
委員構成	長崎県福祉保健部長、長崎市市民健康部長 長崎大学高度感染症研究センター長、長崎大学高度感染症研究センター副センター長

#### (2) 直近の開催状況

回数	開催日	主な議題
第11回	令和5年3月29日(水)	① 地域連絡協議会の改編について

### (3) 主な議事内容

- ・新たな地域連絡協議会については、協議会という枠組みのもとに、これまでの拠点の形成に関する議論を行う場から、施設の運用状況や安全に関することなどを周辺地域の皆様と共有し考えていく場に衣替えする。
- ・新たな地域連絡協議会では委員の公募は行わないこととしているが、これまで公募委員を長く務めてきた方は近隣住民でもあり、これまでの経緯を熟知しており、これからもお力添えをいただきたいと考えていることから、現公募委員の中から「その他三者連絡協議会が認めた者」として委嘱することとし、人選については大学に一任することとした。

## 2 長崎大学高度感染症研究センター実験棟の運用に関する地域連絡協議会

### (1) 目的・委員構成等

設 置 者	長崎大学
設 置 日	令和5年4月1日
設 置 目 的	施設の運用状況に関する情報について地域住民へ提供し、施設の厳格な管理及び安全な運用の継続的な実施に資する。
委 員 構 成	近隣連合自治会長・自治会長（8名） その他三者連絡協議会が必要と認めた者（2名） 学識経験者・専門家（3名） 行政（長崎県感染症対策室長、長崎市地域保健課長・防災危機管理室長・消防局警防課長・北消防署警防1課 課長補佐）（5名） 長崎大学（長崎大学高度感染症研究センター副センター長ほか）（5名）

(2) 直近の開催状況

回数	開催日	主な議題
第1回	令和5年7月24日(月)	① 新たな地域連絡協議会について ② 高度感染症研究センター実験棟に関する報告 ③ その他

(3) 主な議事内容

- ・長崎大学より本協議会の趣旨等の説明が行われ、委員等の紹介がなされた。
- ・本協議会に求められている課題としては、透明性をもって情報開示することと、テロなどにつながらないようにセキュリティをきちんとすることのバランスをとっていくことである。
- ・高度感染症研究センター実験棟について、まだ研究目的の実験は行われておらず、病原体も使用していないことのほか、実験棟で行われている教育訓練や実験動物の飼育環境の検証状況や、令和5年4月から施設の警備や維持管理を24時間常駐体制で行っていることなどについて説明がなされた。
- ・長崎市(保健・防災部局や消防等)との連携状況について報告され、今年度中に実験棟に係る災害事故発生時における対応マニュアル案を提示したい旨の説明がなされた。

(4) 今後のスケジュール等(予定)

回数	開催日	主な議題
第2回	令和5年10月17日(火)	未定

## 第2 地方独立行政法人 長崎市立病院機構について

### 1 地方独立行政法人 長崎市立病院機構の業務実績に関する評価

#### (1) 地方独立行政法人の業務運営における目標・評価の仕組み

地方独立行政法人の業務運営における目標・評価の仕組みについては、地方独立行政法人法（以下「法」という。）により規定されている。

##### ア 中期目標（法第25条）

市長は、地方独立行政法人長崎市立病院機構（以下「法人」という。）が達成すべき業務運営に関する目標（以下「中期目標」という。）を定め、法人へ指示する。

なお、中期目標を定める際は、あらかじめ評価委員会の意見を聴くとともに、議会の議決が必要となる。

【第3期中期目標期間 令和2年度から令和5年度までの4年間】



##### イ 中期計画（法第26条、第83条）

法人は、中期目標を達成するため中期計画を作成し、市長の認可を受けなければならない。

なお、中期計画を認可する際は、あらかじめ議会の議決が必要となる。



##### ウ 年度計画（法第27条）

法人は、各事業年度の開始前に、中期計画に基づき、年度ごとに業務を計画的に遂行できるよう年度計画を作成し、市長に届け出なければならない。



## エ 業務の実績評価等（法第 28 条）

市長は、次の（ア）～（ウ）により業務の実施状況等実績を評価し、必要に応じ業務運営の改善等に対し、指導、命令等を行うことができる。

（ア）年度評価（各年度終了時に実施）

（イ）中期目標期間の見込評価（中期目標期間の最終年度に実施）

（ウ）中期目標期間の実績評価（中期目標期間の終了後に実施）

なお、評価を行うときは、あらかじめ評価委員会の意見を聴かなければならない。また、評価結果については、議会へ報告しなければならない。

## (2) 業務の実績評価

### ア 評価の種類とその目的

#### （ア）年度評価

各事業年度の業務の実績の評価を行い、中期目標達成に向けて、評価対象年度以降の業務運営の改善に資することを目的とする。

#### （イ）中期目標期間の見込評価

中期目標期間終了時に見込まれる業績の評価を中期目標期間の最終年度に行い、法人の業務の継続又は組織の存続の必要性その他その業務及び組織の全般にわたる検討並びに次期中期目標の策定に活用することを目的とする。

#### （ウ）中期目標期間の実績評価

中期目標期間の業務の実績の評価を行い、中期目標の変更を含めた業務運営の改善に資することを目的とする。

イ 各事業年度における評価事項

令和5年度は、第3期中期目標期間の第4事業年度にあたるため、年度評価及び見込評価を行う。

	中期目標期間				次期中期目標期間
事業年度	第1事業年度	第2事業年度	第3事業年度	第4事業年度 (最終年度)	第1事業年度
評価事項		<ul style="list-style-type: none"> <li>第1事業年度の業務実績 (年度評価)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>第2事業年度の業務実績 (年度評価)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>第3事業年度の業務実績 (年度評価)</li> <li>中期目標期間終了時に見込まれる業務実績 (見込評価)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>第4事業年度の業務実績 (年度評価)</li> <li>前期中期目標期間における業務実績 (実績評価)</li> </ul>

※各事業年度の終了後、前年度の業務実績等を評価する。

## ウ 評価の基準

評価は第3期中期目標に定めた項目を評価単位とし、評価単位ごとに次に掲げる評価の基準により行う。

### (ア) 年度評価

各事業年度の業務の実績について、次に掲げる評価を行うとともに、その判断理由を明示し、中期目標（最終年度に係る評価は次期中期目標）の達成に向け、評価年度以降の業務運営の改善に活用する。

評価	各事業年度の業務実績	備考
S	特筆すべき進捗状況にある。	計画を大幅に上回る実績・成果が得られている。
A	順調に進んでいる。	計画に基づき着実に実施されており、特に改善点はない。
B	概ね順調に進んでいる。	軽微な改善すべき点があり、業務運営の改善が必要である。
C	進捗が遅れている。	業務運営の更なる改善が必要である。
D	進捗が大幅に遅れている。	重大な改善すべき点があり、業務運営の抜本的な改善が必要である。

### (イ) 見込評価

中期目標期間の終了時に見込まれる中期目標の達成状況について、次に掲げる評価を行うとともに、その判断理由を明示する。また、評価が「B」の場合は、進捗状況の評価を行う。

評価	中期目標の達成状況
A	達成が見込まれる。
B	達成が見込まれない。

中期目標の達成に向けた進捗状況について、次に掲げる評価を行うとともに、その判断理由を明示する。

1	概ね順調に進んでいる。	軽微な改善すべき点があり、業務運営の改善が必要である。
2	進捗が遅れている。	業務運営の更なる改善が必要である。
3	進捗が大幅に遅れている。	重大な改善すべき点があり、業務運営の抜本的な改善が必要である。

## エ 評価委員会からの意見聴取

### (ア) 目的

業務の実績に関する評価を行うときは、地方独立行政法人長崎市立病院機構評価委員会条例第2条の規定により評価委員会による意見聴取を実施し、評価の客観性、公正性、中立性の視点を確保するもの。

### (イ) 開催日時

令和5年8月1日（火） 18時00分 ～ 20時00分

令和5年8月2日（水） 18時00分 ～ 20時00分

令和5年8月3日（木） 18時00分 ～ 20時00分

### (ウ) 委員名簿

職 名	氏 名
国立大学法人 長崎大学 経済学部教授	岡田 裕正（委員長）
一般社団法人 長崎市薬剤師会 会長	上田 展也
公益社団法人 長崎県看護協会	坂井 和子

職 名	氏 名
長崎純心大学 人文学部 教授	飛永 高秀
国立大学法人 長崎大学 長崎大学病院 病院長	中尾 一彦
長崎商工会議所 副会頭	佐々木 達也
一般社団法人 長崎市医師会 会長	松元 定次

オ 令和4年度業務実績評価（年度評価）及び第3期中期目標終了時に見込まれる業務実績評価（見込評価）

評価単位	年度評価		見込評価		令和4年度・第3期中期目標終了時に見込まれる業務実績に対する改善事項
	法人	長崎市	法人	長崎市	
<b>第2 住民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項</b>					
1 診療機能					
(1) 目指す医療					
ア 救急医療	A	A	A	A	—
イ 高度・急性期医療	A	A	A	A	—
ウ 小児・周産期医療	A	A	A	A	—
エ 政策医療	S	S	A	A	—
(2) 地域医療への貢献と医療連携の推進					
(3) 安全安心で信頼できる医療の提供体制					
ア 多職種連携によるチーム医療の推進	A	A	A	A	—
イ 医療安全対策の徹底	A	A	A	A	—
ウ 院内感染防止対策の実施	B	B	A	A	—
2 患者・住民の視点に立った医療サービスの提供					
(1) 患者中心の医療の提供	A	A	A	A	—
(2) 患者の満足度向上	B	B	A	A	—
(3) 患者・住民への適切な情報発信	A	A	A	A	—
(4) 外国人への医療の提供	A	A	A	A	—
3 法令・行動規範の遵守					
	A	A	A	A	—

評価単位	年度評価		見込評価		令和4年度・第3期中期目標 終了時に見込まれる業務実績 に対する改善事項				
	法人	長崎市	法人	長崎市					
<b>第3 業務運営の改善及び効率化に関する事項</b>									
1	PDCAサイクルの徹底による業務運営の改善				—				
2	医療従事者の適正配置及び質の向上を目指した組織づくり								
	(1) 適正配置と人材評価								
	ア	医療スタッフの適正配置		C	C	B2	B2	—	
	イ	適正な人材評価制度の活用		A	A	A	A	—	
	ウ	職員満足度の向上		B	B	B1	B2	—	
	(2) 計画的な人材育成								
	ア	医療スタッフの専門性向上		A	A	A	A	—	
	イ	事務職員の専門性向上		B	B	A	A	—	
	ウ	資格取得等に対する支援		A	A	A	A	—	
<b>第4 財務内容の改善に関する事項</b>									
1	持続可能な経営基盤の確立								
	(1)	財務改善に向けた取組み		B	B	B1	B1	—	
	(2)	安定的な資金確保に向けた取組み		B	B	A	A	—	
	(3)	計画的な施設及び医療機器等の整備		A	A	A	A	—	
<b>第5 その他業務運営に関する重要事項</b>									
1	PFI事業者との連携による事業の円滑な推進				A	A	A	A	—

カ 評価単位別評価結果

第1 中期目標の期間

令和2年4月1日から令和6年3月31日まで

※評価対象：令和4年度及び第3期中期目標終了時に見込まれる業務実績

第2 住民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項

評価単位	令和4年度業務実績評価		第3期中期目標終了時に見込まれる業務実績評価	
	評価結果	評価の理由	評価結果	評価の理由
1 診療機能				
(1) 目指す医療				
ア 救急医療	A	<p>コロナ禍において地域の医療がひっ迫する中、医療崩壊を回避するべく抗原検査センターや発熱外来を設置、また、搬送困難事案が増加した際は長崎みなとメディカルセンターが一時収容機能を、地域の医療機関への転院受入れをそれぞれ担い、役割分担及び連携を行うなど、地域の医療提供体制の維持に貢献した。</p> <p>また、平時の救急医療についても将来に向けた課題の解決のため、コロナ対応の経験も踏まえ、救命救急センター所長を中心に本市と連携しながら輪番体制の見直しに向けた検討を進めている。</p> <p>コロナ対応に注力したことにより、救急搬送応需率は目標に届いていないものの、24時間365日の受入体制を維持し、9,000人を超える患者を受け入れており（令和3年度8,791人）、救急医療に関わる人材育成も行われていることから、中期目標の達成に向け、順調に進んでいるものと判断する。</p>	A	<p>長崎大学の協力による派遣医師及びプロパーの救急医が段階的に増加し、救命救急センターの安定的な運営が行われている。</p> <p>コロナ対応に注力したことにより、令和4年度までにおいては、救急搬送応需率の向上には至っていないが、24時間365日の受入体制の維持により地域で最多の救急搬送の受入れを行っている。</p> <p>また、輪番体制の見直しやコロナ禍における救急医療のひっ迫回避の取組みなどにおいて中心的役割を担い、地域の救急医療体制を維持に寄与している。</p> <p>加えて、研修医の受入れや救命救急士の研修受入れ、救急医療人材の育成にも努めている。</p> <p>以上のことから、現在の取組みを継続することで中期目標の達成が見込まれるものと判断する。</p>

評価単位	令和4年度業務実績評価		第3期中期目標終了時に見込まれる業務実績評価	
	評価結果	評価の理由	評価結果	評価の理由
イ 高度・急性期医療	A	<p>集中治療部及び手術部への専門職種の増員により体制を強化し、高度急性期医療のさらなる充実を図っている。</p> <p>地域がん診療連携拠点病院としては、引き続き指定要件を超える実績をあげていること、地域脳卒中センターとして24時間365日の受入体制を維持していることから、地域の中核的役割を果たしているといえる。</p> <p>心疾患についても24時間365日の受入体制を維持していることに加え、地域医療機関と連携して、早期社会復帰及び再発予防を目指した支援を行い、心不全患者の再入院率を8.9%まで低下させるなど成果を上げている。</p> <p>脳血管疾患においては、大学病院と脳卒中ホットラインを運用しつつ、輪番日は、脳神経内科・脳神経外科医の拘束体制をとり、24時間365日の受入体制を維持している。</p> <p>以上のことから、地域の医療機関との連携や役割分担を行い、高度・急性期医療病院として地域の中核的役割を果たしていると認められ、中期目標の達成に向け順調に進んでいるものと判断する。</p>	A	<p>がん、心疾患及び脳血管疾患については、コロナ禍にあっても地域の医療機関との役割分担や連携のもと、安定して高度・急性期医療の提供が行われている。</p> <p>地域がん診療連携拠点病院の指定要件である指標を満たすとともに、地域脳卒中センターとして、24時間365日の受入れ体制も整えており、地域の中核的役割を果たしている。</p> <p>以上のことから、現在の取組みを継続することで中期目標の達成が見込まれるものと判断する。</p>
ウ 小児・周産期医療	A	<p>母児同室を導入し、ハイリスク出産後の育児を見据えた、地域周産期母子医療センターとしてリスクの高い周産期医療を提供する病院であるからこそその支援を行っている。</p> <p>地域の医療機関との連携及び役割分担により、ハイリスク出産や32週未満の新生児、極低出生体重児</p>	A	<p>地域の医療機関との連携のもと、コロナ陽性者を含むハイリスク出産や早産児等の受入れを行い、地域周産期母子医療センターとしての機能を果たしている。</p> <p>小児・周産期医療を担うスタッフ（院外含む）の育成にも努めている。</p>

評価単位	令和4年度業務実績評価		第3期中期目標終了時に見込まれる業務実績評価	
	評価結果	評価の理由	評価結果	評価の理由
		<p>等の受入れを継続して行うとともに、コロナ陽性妊婦を6人受け入れ、医師・助産師・感染症チームが共同して分娩、切迫早産や合併症妊婦の管理を行った。また院内外の医療スタッフへの講習を開催し人材育成にも取り組んでいる。</p> <p>以上のことから、小児・周産期医療に係る医療提供体制の維持に努めており、中期目標の達成に向け、順調に進んでいるものと判断する。</p>		<p>以上のことから、現在の取組みを継続することで中期目標の達成が見込まれるものと判断する。</p>
エ 政策医療	S	<p>令和4年度においてもコロナ対応は継続し、地域の医療機関と行政との連携のもと、県内最大数の患者の受入れや臨時の抗原検査センター等の設置を行うなど、第二種感染症指定医療機関としての役割を果たしている。</p> <p>また、結核医療についてもコロナ対応を行いながら受け入れている。</p> <p>加えて、地域の医療機関、長崎市消防局、長崎市医師会との災害訓練を実施し、災害時の行動を確認し、災害拠点病院としての機能の維持に努めている。</p> <p>以上のことから、行政や関係医療機関と連携を図りながら民間医療機関での対応が難しい医療に取り組んでおり、特にコロナ対応においては、多大なる地域及び地域医療への貢献があったといえることから特筆すべき進捗状況にあるものと判断する。</p>	A	<p>コロナ禍において、地域の医療機関や行政との連携のもと、県内最大数のコロナ患者受入れを行い、感染拡大時には抗原検査センターや夜間休日発熱外来の設置のほか救急患者の一時収容機能を担うなど、医療崩壊の危機の回避に貢献した。</p> <p>また、災害拠点病院として地域の医療機関、長崎市消防局及び長崎市医師会との合同訓練や、人材育成にも取り組んでいる。</p> <p>以上のことから、現在の取組みを継続することで中期目標の達成が見込まれるものと判断する。</p>

評価単位	令和4年度業務実績評価		第3期中期目標終了時に見込まれる業務実績評価	
	評価結果	評価の理由	評価結果	評価の理由
(2) 地域医療への貢献と医療連携の推進	A	<p>紹介率、逆紹介率ともに目標を上回り、地域医療支援病院としての役割を果たしていることがうかがえる。</p> <p>コロナ禍にあって病院訪問は制限されたが、地域医療講演会は16回開催するなど、地域の医療機関との機能分化や連携に向けた取組みを行っており、その中で機能分化が進んでいることが明らかとなったり、新たな連携の構築がなされたりするなど、機能分化や連携が進捗しているといえる。</p> <p>また、特別養護老人ホームにおいて、救急蘇生講習会を行うなど、医療と介護の連携に向けた取組みも行っている。</p> <p>一方で、年度計画に掲げている適正病床数の基本的方向性については、看護師不足等により、実質的な検証が十分ではないと考えるため、引き続き検証を行いながら、ともに検討を行っていききたい。</p> <p>以上のことから、年度計画に掲げた適正病床数の検討は引き続き行っていく必要があるものの、中期目標で求めている機能分化、連携に向けては検討のみならず、実施されているなど、中期目標の達成に向けて順調に進んでいるものと判断する。</p>	A	<p>令和2年度以降、紹介率及び逆紹介率が上昇しており、地域の医療機関との連携により、地域医療支援病院としての役割を果たしているといえる。医療機器等の共同利用については引き続き検討を行われたい。</p> <p>地域の医療機関との役割分担、機能分化や連携については、DPCデータを共有し、検討を進めている。</p> <p>また、特別養護老人ホームにおいて、救急蘇生講習会を行うなど、医療と介護の連携に向けた取組みも行っている。</p> <p>以上のことから、現在の取組みを継続することで中期目標の達成が見込まれるものと判断する。</p>
(3) 安全安心で信頼できる医療の提供体制				
ア 多職種連携によるチーム医療の推進	A	<p>チームの活動の回数としては目標値に達していない取組みもあるが、コロナ禍による制限下であっても可能な範囲で継続して活動を行い、多職種連携によるチーム医療の推進は継続して図られており、中期目標の達成に向けて順調に進んでいるものと判断</p>	A	<p>多職種による6つのチームが患者の様々な問題の解決に向けて取り組み、生活の質の向上に寄与している。</p> <p>コロナ禍の感染対策や一般診療の縮小の影響で活動が制限されたチームがあるが、本中期目標期間中</p>

評価単位	令和4年度業務実績評価		第3期中期目標終了時に見込まれる業務実績評価	
	評価結果	評価の理由	評価結果	評価の理由
		する。		<p>に院内デイケアのほか、医療的ケアの新たなニーズに対応するため摂食嚥下支援を開始し、患者にとって重要な食生活の支援を行うなど新しい取り組みもあり、多職種連携によるチーム医療が推進されている。</p> <p>以上のことから、現在の取り組みを継続することで中期目標の達成が見込まれるものと判断する。</p>
イ 医療安全対策の徹底	A	<p>インシデント・アクシデントの報告件数は 2,379 件、医療安全センターからの医療安全情報の発行は年 6 回と目標値を上回った。ほかにも医療安全研修会やリスクマネージャー会議など様々な形で共有がなされており、医療安全に対する職員の意識向上が図られている。</p> <p>また、新たな医療技術の導入に当たって安全性の検討を行う体制を整備されるなど、医療安全を徹底する仕組みの構築も進めている。</p> <p>以上のことから、中期目標の達成に向け、順調に進んでいるものと判断する。</p>	A	<p>全職員に対し、医療安全に関する研修や医療安全情報の周知を行っており、また、インシデント・アクシデントの報告数が増加していることから、職員の医療安全に対する意識の醸成が図られているものとする。</p> <p>医療安全委員会やリスクマネージャー会議において事例の分析や対策を進めることで安全対策の徹底に努めている。</p> <p>また、死亡・死産の全例報告制度の導入及び新しい医療技術の導入の際に治療効果や安全性等について検討行う「新規医療技術評価委員会」の設置など、医療安全対策の徹底に向けて体制が強化されている。</p> <p>以上のことから、現在の取り組みを継続することで中期目標の達成が見込まれるものと判断する。</p>
ウ 院内感染防止対策の実施	B	<p>年度計画は、コロナ対応に注力した影響により、年度計画として取り上げた中心静脈カテーテル関連血流感染サーベイランスは令和 5 年度に持ち越しとなった。</p>	A	<p>本中期目標期間はコロナに係る院内感染防止が主となっている。</p> <p>職員の体調管理、面会の制限、手指消毒の徹底や各種訓練の実施など感染防止と感染拡大防止の両面</p>

評価単位	令和4年度業務実績評価		第3期中期目標終了時に見込まれる業務実績評価	
	評価結果	評価の理由	評価結果	評価の理由
		<p>コロナについては、これまで同様、職員の体調管理、手指消毒、対策意識向上に向けた研修実施、接触者検診など院内感染防止、感染拡大防止に努めてきたものの、感染力の強い変異株の流行により、クラスターが多く発生した。このことから、対策について新たな着眼点を持って取り組むこととしている。</p> <p>以上のことから、院内感染防止について職員への教育、啓発、またその実施は引き続き行われているものの、クラスターの頻発を受け、新たな見直しに着手したところであるため、中期目標の達成に向け、概ね順調に進んでいるものと判断する。</p>		<p>から院内感染防止対策に努めてきた。</p> <p>しかしながら、感染力が強い変異株の流行期には、院内クラスターが頻発したこともあり、令和5年度には院内の換気環境のさらなる改善を行い、院内感染の防止につなげることとしている。</p> <p>以上のことから、現在の取組みを継続することで中期目標の達成が見込まれるものと判断する。</p>
2 患者・住民の視点に立った医療サービスの提供				
(1) 患者中心の医療の提供	A	<p>2つの診療科でアドバンス・ケア・プランニングを導入し、63人に対して実施したことは評価できる。しかしながら、目標の半分程度の実施にとどまっていることについては、評価・改善及び必要に応じて研修を繰り返す前提で設定された目標値であることから、目標管理という点で、目標設定時の意図を踏まえて不達成の理由の分析が必要と考える。</p> <p>患者総合支援センター、患者相談窓口においては、各部署との連携しながら患者や家族に対して必要な支援を行っており、院内での情報共有もなされている。</p> <p>療養・就労両立支援についても延べ107件と目標を上回る支援が行われている。</p>	A	<p>患者相談窓口の設置などによるインフォームド・コンセントの徹底はなされている。併せてACPの導入も進んでおり、患者中心の医療の提供に努めている。</p> <p>また、患者相談窓口での相談対応や就労支援など患者や家族に寄り添った支援が行われている。</p> <p>以上のことから、現在の取組みを継続することで中期目標の達成が見込まれるものと判断する。</p>

評価単位	令和4年度業務実績評価		第3期中期目標終了時に見込まれる業務実績評価	
	評価結果	評価の理由	評価結果	評価の理由
		以上のことから、患者中心の医療の提供が行われており、中期目標の達成に向け順調に進んでいるものと判断する。		
(2) 患者の満足度向上	B	<p>全病室の Wi-Fi 環境整備については、世界的な半導体不足などの理由により、達成には至らなかったものの、患者サービスの観点から優先度の高い場所への整備は進んでいる。</p> <p>また、入院患者の食事環境の改善も計画通り進められている。</p> <p>しかしながら、令和3年度に引き続き患者満足度向上の取組みが上記の2点から変わっていないこと、本評価にあたり行ったヒアリングの際に資料として提供された患者アンケート結果によると、職員の接遇や院内の設備等についても少数ではあるものの不満が示されていることなどを踏まえ、それらの解消を目指し接遇の向上など必要な取組みを行いたい。</p> <p>以上のことから、患者満足度向上に向けた取組みは行われているものの、さらに取組みの余地があることから、中期目標の達成に向け、概ね順調に進んでいるものと判断する。</p>	A	<p>コロナ禍においてオンライン面会や電話診療の運用を新たに行ったほか、Wi-Fi 環境の整備や食器のリニューアルなど患者の満足度向上に向けた取組みは行われている。</p> <p>なお、令和5年度に接遇の向上に向けた取組みとコロナ禍で制限されたボランティア活動のあり方の検討が行われることとなっている。</p> <p>以上のことから、現在の取組みを継続することで中期目標の達成が見込まれるものと判断する。</p>
(3) 患者・住民への適切な情報発信	A	<p>ホームページをリニューアルするとともに、臨機に更新する仕組みも確立している。</p> <p>各種 SNS の活用、広報誌の発行、市民向け講座の開催など様々な媒体を用いて情報発信を行っている。</p>	A	令和3年度に SNS を開設し、令和4年度にホームページのリニューアルを行い、そのほか広報誌や市民講座など様々なツールを活用して情報発信を行い、患者や市民の病院に対する理解や医療・健康に対する関心の向上に向けて努めている。

評価単位	令和4年度業務実績評価		第3期中期目標終了時に見込まれる業務実績評価	
	評価結果	評価の理由	評価結果	評価の理由
(4) 外国人への医療の提供		以上のことから、長崎みなとメディカルセンターに関する情報や医療・健康に関する情報を広く発信しており、中期目標の達成に向け、順調に進んでいるものと判断する。		以上のことから、現在の取組みを継続することで中期目標の達成が見込まれるものと判断する。
	A	<p>コロナ禍が継続したため、在籍しているスタッフによる対応で十分であった。</p> <p>英語、中国語、韓国語の案内板を設置し、外国人の受療環境の整備が進んでいる。</p> <p>以上のことから、外国人観光客等が安心して医療を受けられるよう整備を進めていることから、中期目標の達成に向けて順調に進んでいるものと判断する。</p>	A	<p>コロナ禍にあつて外国人観光客が途絶え、外国人患者の受入れはなかったものの、その間においても外国人が安心して医療を受けられる体制の充実に向けて、説明書や同意書、院内の案内表示等の多言語化を進めている。</p> <p>以上のことから、現在の取組みを継続することで中期目標の達成が見込まれるものと判断する。</p>
3 法令・行動規範の遵守	A	<p>これまでの内部監査や監事監査での指摘事項等の未対応分について整理を行い、理事会でも指摘されていたマニュアルの整備を含め、改善に着手している。また、公益通報制度により、必要な調査や指導が行われ、コンプライアンスを確保する仕組みのひとつとして適切な運用がなされている。</p> <p>今回の再整理を機に職員の意識を改め、内部統制室を中心に法令遵守及び適正な事務処理に努められるものと期待する。</p> <p>個人情報保護に関しては、長崎市個人情報の保護に関する規程を施行するなど、法改正に対応した措置を講じ法改正に適切に対応されている。</p> <p>サイバーセキュリティ対策については、情報セキュリティポリシーの基本方針を策定するとともに、職員への研修、サイバー攻撃を想定した訓練を実施している。令和5年3月に策定した情報セキュ</p>	A	<p>令和2年度に内部統制担当理事及び内部統制室を新設し、内部統制室主導のもと組織・人事・会計等に関する諸規程の制定・改廃が行われ、また、契約事務等事務処理に係る内部監査も実施されており、関係法令等の遵守や適正な業務運営に向けた取組みがなされている。</p> <p>また、改正個人情報保護法の施行に併せて、必要な措置を行っている。</p> <p>なお、サイバーセキュリティ対策として、情報セキュリティポリシーの基本方針を策定し、研修の実施や電子カルテのランサムウェア感染を想定した紙カルテの運用リハーサルを行い、対策を進めている。</p> <p>以上のことから、現在の取組みを継続することで中期目標の達成が見込まれるものと判断する。</p>

評価単位	令和4年度業務実績評価		第3期中期目標終了時に見込まれる業務実績評価	
	評価結果	評価の理由	評価結果	評価の理由
		<p>リテ基本方針に則って、今後対象とする脅威への対策を継続して行うとともに、対策基準及び手順の策定を計画通り行われたい。</p> <p>以上のことから、法令等の遵守、また、個人情報保護等に関して必要な取組みが順次行われており、中期目標達成に向けて順調に進んでいるものと判断する。</p>		

### 第3 業務運営の改善及び効率化に関する事項

評価単位	令和4年度業務実績評価		第3期中期目標終了時に見込まれる業務実績評価	
	評価結果	評価の理由	評価結果	評価の理由
1 PDCAサイクルの徹底による業務運営の改善	A	<p>職員提案制度を活用し、4件の提案を採択し、職員表彰を行った。このような取組みによりコストや職員の負担の軽減につながる業務改善案が提案されており、職員の効率化に対する意識の醸成が進んでいることがうかがえる。多職種の職員によるワークショップで行われている「C:チェック」も併せて活かし、今後「A:改善」につなげていただきたい。</p> <p>また、新たに組織された理事長室会議においては、経営環境における差し迫った課題を抽出し、迅速な対応が行われている。</p> <p>以上のことから、様々な視点で「A:改善」につながる「C:チェック」が行われていること、業務運営の改善の進捗管理を徹底したことなどにより、中期目標の達成に向けて順調に進んでいるものと判断する。</p>	A	<p>理事会が責任及び権限を持って法人経営、病院運営を行っており、中期目標の達成に向けてPDCAを念頭に置いた中期計画及び年度計画の進捗管理を行っている。また、経営戦略会議、理事長室会議などを立ち上げ、コロナ禍における経営環境に応じて立案した経営戦略や年度計画の重点改革事項についても進捗管理など行いながら迅速な実施に努めている。</p> <p>内部統制については、内部監査での指摘事項への対応の進捗を内部監査室が管理し、業務運営の適正化を図っている。</p> <p>なお、職員提案制度やワークショップなどを通じてボトムアップによる業務の検証及び改善の取組みも行われている。</p> <p>以上のことから、現在の取組みを継続することで中期目標の達成が見込まれるものと判断する。</p>

評価単位	令和4年度業務実績評価		第3期中期目標終了時に見込まれる業務実績評価	
	評価結果	評価の理由	評価結果	評価の理由
2 医療従事者の適正配置及び質の向上を目指した組織づくり				
(1) 適正配置と人材評価				
ア 医療スタッフの適正配置	C	<p>令和5年度の適正配置目標数については、年度計画のとおり見直しがなされた。以降の配置数については、医療需要を見据えた長崎みなとメディカルセンターの機能、役割及び経営状況を踏まえた適正病床数の検討と併せて、中長期的な医療スタッフの必要数を検討されたい。</p> <p>薬剤師の病棟配置を目指す中での不足については、薬の自動払い出し機器等の導入（令和5年度予定）を決定し、業務の効率化を図っている。</p> <p>また、医療技術部門を設置し、医療技術職員の人員配置や労務管理について、関連部署で横断的に対応できるようにした。</p> <p>一方で、コロナ禍以降、看護師は離職の増加と採用の減少により人数が減少しており、看護師が不足していることで稼働できない病床があるなど、病院経営にも影響を及ぼしている。令和4年度は理事長室が主体となり人員確保に向け様々な方策を打ち出しているが依然として状況は改善されていない。今後、対策に一層注力し、充足を目指されたい。長崎市も設置者として、協力して取り組んでいく考えである。</p> <p>以上のことから、看護師不足が病院運営に与えている影響は多大であり、中期目標の達成に向けて進捗が遅れているものと判断する。</p>	B2	<p>機構が目指す医療（救急医療、高度・急性期医療、小児・周産期医療、政策医療）の提供体制を充実させるための医療スタッフの適正配置数を算出し、配置を進めている。</p> <p>令和3年度以降減少が続く看護師の人員確保については、看護部と理事長室が主となり処遇改善や負担軽減、ホームページやSNSや就活サイト等様々なツールを用いた求人情報の発信、学校訪問など取り組みを行っているが、充足には程遠い状況にある。看護師の不足は病院経営に多大な影響を及ぼすため、充足に向けてできる全ての対策を行う必要がある。</p> <p>以上のことから、中期目標の達成に向けては業務運営の更なる改善が必要であるものと判断する。</p>

評価単位	令和4年度業務実績評価		第3期中期目標終了時に見込まれる業務実績評価	
	評価結果	評価の理由	評価結果	評価の理由
イ 適正な人材評価制度の活用	A	能力評価に加え、業績評価の試験的運用を開始し、職員の業績・能力を公正かつ適正に評価する人材評価制度の構築に向けて必要な見直しを行っていることから、中期目標の達成に向けて順調に進んでいるものと判断する。	A	令和2年度から人事評価制度の新たな評価手順の策定、令和3年度に能力評価の試験的運用、加えて令和4年度には業績評価の試験的運用を行い、段階的な進捗が図られている。 併せて、評価者研修も行っており、職員の業績・能力を公正かつ適正に評価するために必要な取組みも行われている。  以上のことから、現在の取組みを継続することで中期目標の達成が見込まれるものと判断する。
ウ 職員満足度の向上	B	医師の働き方改革関連法の施行を控え、医師のみならず、全ての職員の労働環境改善に向けて勤務時間の変更、宿日直許可、タスクシフトなど様々な工夫を行っている。夜間の看護師の業務負担軽減は、看護師の離職防止にもつながるものであるため、引き続き職種を問わず時間外労働時間の削減に向けて取り組まれない。 ハラスメントについては、防止に向けて職員研修が行われており、また、早期に発見・対応を行うために相談員の配置やメール等による相談受付、アンケートの実施など入口が複数設けられている。加えて、全国的にも類を見ないペイシェントハラスメント対策マニュアルを作成し、公表するなど、職員が安心して働ける職場環境づくりに取り組んでいる。 健康相談室には相談員を1人増員し、さらに相談しやすい環境を整えており、ストレスチェックで高ストレス者が多かった部署の職員全員の面談を行うなど心身共に職員の健康を守る取組みがなされている。	B2	ハラスメント対策については、研修の実施やペイシェントハラスメント対策マニュアルの作成、相談員の配置など、防止・早期発見・早期対応のための仕組みが整えられている。 健康の維持増進についても、職員健康相談室の相談員を増員するなど充実を図っている。 一方、令和6年4月の医師の働き方改革関連法施行を前に、医師の時間外勤務の縮減はもとより、全職員の労働環境の改善に向けてタスクシフトや業務改善の検討を行っているが、一部診療科については医師の時間外勤務が減少しない状況にあるため、令和6年4月に向けて取組みを加速する必要がある。 また、看護師については、コロナ対応による体力的、精神的に大きな負担が原因と考えられる健康上の理由による離職が増えている。加えて、職員満足度調査において、他職種と比較して極端に満足度が低いことが明らかとなっており、健康管理や業務の負担軽減に向けた業務改善の取組みは行われているものの十分とはいえない。

評価単位	令和4年度業務実績評価		第3期中期目標終了時に見込まれる業務実績評価	
	評価結果	評価の理由	評価結果	評価の理由
		<p>一方、職員満足度アンケート調査により看護師の満足度の低さが明らかになっており、原因とされている業務量や休暇取得について問題点を丁寧に分析し、離職防止につながるよう適切な対応を行われたい。</p> <p>以上のことから、働き方改革に向けた取り組みや安心して働くことができる環境づくりなど取り組みがなされている一方、看護師の満足度向上やストレスの軽減に向けた対策が急務であることから、中期目標の達成に向けて概ね順調に進んでいるものと判断する。</p>		<p>以上のことから、働き方改革関連法の施行まで1年を切っていること、看護師不足の側面からも看護師の負担軽減等に向けた取り組みが急務であることから、業務運営の更なる改善が必要であると判断する。</p>
(2) 計画的な人材育成				
ア 医療スタッフの専門性向上	A	<p>病院年次研修計画に基づく、基礎研修、専門研修及び職責別研修は事務職員同様に実施している。また、研究や治験、学会や研修会への参加など、医療スタッフの専門性向上に向けた取り組みが行われている。</p> <p>臨床研修指導医の増により、臨床研修病院としての指導体制が充実し、初期研修医の期待を超える指導ができています。令和3年度から持ち越されている内科専門医プログラムについては、策定に向けて継続して取り組まれます。</p> <p>また、異業種の民間企業との交流研修で得た学びを活かし、ひいては医療の専門知識や技術の向上につながる取り組みがなされることを期待する。</p>	A	<p>年次研修計画に基づく基礎研修、専門研修及び職責別研修が行われている。研究や治験、学会等への参加も行われており、医療スタッフの専門性の向上が図られている。</p> <p>また、臨床研修病院として、メンター制の導入や外科専門研修プログラムの構築など指導体制の充実を図り、初期研修医及び専攻医を受け入れ人材育成に努めている。</p> <p>以上のことから、現在の取り組みを継続することで中期目標の達成が見込まれるものと判断する。</p>

評価単位	令和4年度業務実績評価		第3期中期目標終了時に見込まれる業務実績評価	
	評価結果	評価の理由	評価結果	評価の理由
		以上のことから、研究や治験の実施、臨床研修病院としての指導体制の充実など、中期目標の達成に向けて順調に進んでいるものと判断する。		
イ 事務職員の専門性向上	B	<p>事務職員個々の能力向上に重点を置き改定した人材育成計画に基づき、病院経営に必要な経営管理、財務・会計、医事管理などの院外の研修を受講させているが、受講者を増やし、専門性の高い職員のさらなる育成を求めたい。</p> <p>また、事務職員に限らず、中堅職員に対して機構の運営、経営管理、医療保険制度及び医療安全などの研修を実施し、将来の病院運営を見据えた育成が行われているものの、機構の運営及び経営管理については、より早い年次から継続的に研修を行い、意識の醸成を図りたい。</p> <p>以上のことから、人材育成計画に基づき育成が行われていること、事務職員以外の職員を含めた病院運営の研修が行われていることは評価するが、さらなる専門性の向上に向けた取組みの余地があることから、中期目標の達成に向けて概ね順調に進んでいるものと判断する。</p>	A	<p>事務部門の人材育成計画を策定し、計画に基づき年次・職責別及び職務別に必要な研修を行っている。引き続き、中期目標の「事務職員の専門性の向上」や「経営管理部門における専門性の高い職員の確保・育成」の趣旨に鑑み、一層具体的・重点的な取組みを行われたい。</p> <p>以上のことから、現在の取組みを継続することで中期目標の達成が見込まれるものと判断する。</p>
ウ 資格取得等に対する支援	A	<p>教育研修センターがヒアリングを実施し作成した年間計画に沿って、病院機能の充実や診療の質の向上につながる資格取得等への支援が行われている。</p> <p>また、職員のキャリア形成のための支援によって、専門性が向上し、診療機能の充実や医療の質の向上が期待される。</p>	A	<p>機構として、目指す職員像とそれを実現するための人材育成の基本方針や体制を人材育成ビジョンとして明文化し、各部門において人材育成計画、資格取得計画を作成している。</p> <p>それらを踏まえ、教育研修センターが資格取得支援の年間計画を作成し、進捗管理を行いながら資格</p>

評価単位	令和4年度業務実績評価		第3期中期目標終了時に見込まれる業務実績評価	
	評価結果	評価の理由	評価結果	評価の理由
		以上のことから、中期目標の達成に向けて順調に進んでいるものと判断する。		取得の支援を行っている。  以上のことから、現在の取組みを継続することで中期目標の達成が見込まれるものと判断する。

#### 第4 財務内容の改善に関する事項

評価単位	令和4年度業務実績評価		第3期中期目標終了時に見込まれる業務実績評価	
	評価結果	評価の理由	評価結果	評価の理由
1 持続可能な経営基盤の確立				
(1) 財務改善に向けた取組み	B	<p>将来の収益確保に向けた目的積立金の活用、経営企画会議による経営目標の進捗管理、予算処理マニュアルの策定など持続可能な病院経営を目指した種々の取組みは行われている。</p> <p>コロナ対応の継続により、一般病床の稼働を制限したことから、月平均新入院患者数は目標達成には至っていない。そのような中でも救急や高度医療を中心とした病床の高稼働や診療の充実を図り、ICUについては特定集中治療室管理料1を取得するなど、平均入院診療単価は目標を大きく上回っている。</p> <p>しかしながら、入院患者数の減の影響は大きく、医業収益は見込みを下回り、医業収支はマイナスとなり、コロナの病床確保料により黒字を維持する形となっている。</p>	B 1	<p>持続可能な経営基盤の確立に係る長期計画は作成されている。</p> <p>コロナ禍において、一般病床の稼働を制限した中、救急医療や高度急性期医療を優先して行い、入院単価は上昇したものの、新入院患者数が目標を下回り、医業収支はマイナスとなっている。しかしながら、コロナ患者の受入に伴う財政措置（病床確保料）により、経常収支はプラスに転じている。その結果、経常収支比率は100%以上となり、累積欠損金も解消しているが、給与費、材料費及び経費の医業収益に占める比率が目標達成に至っていない。</p> <p>そのような中、令和5年度時点で看護師不足による病院経営への影響が懸念されていることから、充足に向けた対策を含め、将来を見据えた経営改善の取組みに一層注力する必要がある。</p>

評価単位	令和4年度業務実績評価		第3期中期目標終了時に見込まれる業務実績評価	
	評価結果	評価の理由	評価結果	評価の理由
		<p>以上のことから、コロナ禍において可能な経営努力がされているが、入院患者数が目標に達しておらず、目標達成に向けては看護師不足という大きな課題があり、将来にわたって持続可能な経営基盤の維持に向けて一層の経営改善が必要であるため、中期目標の達成に向けて概ね順調に進んでいるものと判断する。</p>		<p>以上のことから、中期目標の達成に向けて業務運営の改善が必要であるものと判断する。</p>
(2) 安定的な資金確保に向けた取組み	B	<p>資金については効率的な運用を図るための「資金運用方針」を定め、令和5年3月末から5億円を定期預金として試行的に運用を行っている。</p> <p>診療報酬については、ソフトの導入や他院との意見交換を通じて、加算の余地の検討や、算定漏れ等の抑制に取り組み、再審査請求にも積極的に取り組むなど取りこぼしなく適正に収入を得るよう努めている。</p> <p>また、未収金については、入院前に支払いの困難性を把握し、事前に分割納入の紹介や行政への相談を行い、未収金を未然に防ぐとともに、過年度未収金の徴収委託を行い回収率は目標の80%を上回る89.3%を達成するなど対策に努めている。</p> <p>しかしながら、将来的な医業収益の確保に向けては看護師不足などの課題があり、対策についてまだ不十分な点もある。</p> <p>以上のことから、年度計画で掲げた取組みは行われているものの、確実な医業収入の確保に向けては解消すべき課題があるため、中期目標の達成に向けて概ね順調に進んでいるものと判断する。</p>	A	<p>資金計画書の作成、未収金回収業務の委託、資金運用の開始など、キャッシュの安定的な確保に努めている。</p> <p>また、診療報酬の適正な収入確保に向けて、医学管理料や加算の算定状況に係る市内3病院のベンチマーク評価を行い、長崎みなとメディカルセンターの増収要素等の抽出を行うなど新たな取組みも行っている。</p> <p>以上のことから、現在の取組みを継続することで中期目標の達成が見込まれるものと判断する。</p> <p>ただし、今後の経営状況悪化の懸念に鑑みると、これらの取組みを活かしながら、収入や資金の確保にさらに力を入れて取り組む必要がある。</p>

評価単位	令和4年度業務実績評価		第3期中期目標終了時に見込まれる業務実績評価	
	評価結果	評価の理由	評価結果	評価の理由
(3) 計画的な施設及び医療機器等の整備	A	<p>令和4年度前半に、医療機器・情報システムの新規購入及び更新に係る長期計画を立てていたが、今後の経営状況を勘案し、見直しを行うこととしている。</p> <p>購入資産選定委員会において、医療機器購入に係る選定基準を見直し、より適正に機器を購入するような仕組みとした。また、令和5年度からは過去に購入した機器の実績評価が行われることになっている。</p> <p>施設の整備については、PFI事業者による計画修繕や、次項目にある中長期の修繕計画の作成が行われている。</p> <p>以上のことから、施設及び医療機器の整備が計画的に行われており、経営状況を踏まえた計画の見直しも図られていることから、中期目標の達成に向けて順調に進んでいるものと判断する。</p>	A	<p>医療機器、情報システムの購入に関しては、購入資産等検討委員会とその下部組織である医療機器等購入検討部会及び情報システム購入検討部会において、費用対効果や地域の医療のニーズ等の選考基準をもとに適正化を図っている。なお、更新後の医療機器の実績評価を今後行っていくこととしている。</p> <p>施設の改修・整備については、PFI事業契約に基づき計画修繕が行われている。</p> <p>以上のことから、現在の取組みを継続することで中期目標の達成が見込まれるものと判断する。</p>

## 第5 その他業務運営に関する重要事項

評価単位	令和4年度業務実績評価		第3期中期目標終了時に見込まれる業務実績評価	
	評価結果	評価の理由	評価結果	評価の理由
1 PFI事業者との連携による事業の円滑な推進	A	<p>施設に係る中長期の修繕計画の更新、PFI業務全般に関する第3者によるチェック機能の構築はなされている。</p> <p>PFI事業者とは毎月1回のモニタリング委員会とは</p>	A	<p>PFI事業者と月に数回協議の機会を設けており、緊密に連携を図り、施設の適正な維持・管理や、長期的にエネルギー消費を抑える仕組みを構築し効率化を進めるなど、事業の円滑な推進を図っている。</p>

評価単位	令和4年度業務実績評価		第3期中期目標終了時に見込まれる業務実績評価	
	評価結果	評価の理由	評価結果	評価の理由
		別に、業務ごとの会議を行うなど連携が図られている。 以上のことから、PFI事業者との連携のもと、中期目標の達成に向けて順調に進んでいるものと判断する。		また、PFI事業者が作成した施設の中長期修繕計画を今後の収支計画に反映させ、長期的な病院運営を見据えた施設の維持管理を行うこととしている。  以上のことから、現在の取組みを継続することで中期目標の達成が見込まれるものと判断する。

## キ 評価委員会からの意見（抜粋）

### 第2 住民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項

#### 1 診療機能

##### (1) 目指す医療

##### ア 救急医療

- ・「9,000人を超える患者を受け入れ」に対して、令和3年度と比較できるように受入人数（8,791人）を年度評価の評価理由に記載したほうがよい。
- ・長崎みなとメディカルセンターには、救急受入れについて大変尽力いただいている。

##### ウ 小児・周産期医療

- ・コロナ陽性妊婦を6人受け入れ、分娩、切迫早産や合併症の管理を行ったことは、評価されるべきことであるため、年度評価の評価理由に明記したほうがよい。

### (3) 安全安心で信頼できる医療の提供体制

#### ア 多職種連携によるチーム医療の推進

- ・令和2年度から摂食嚥下支援を行っていることについては、医療的ケアの新たなニーズに対応されており、患者にとって食生活の支援は重要であり、評価されるべきことであるため、見込評価の評価理由に明記したほうがよい。

#### イ 医療安全対策の徹底

- ・インシデント・アクシデント報告について、医師の報告数を増やす工夫をされたい。

## 2 患者・住民の視点に立った医療サービスの提供

### (1) 患者中心の医療の提供

- ・急性期病院においてACPに取り組んでいるのはよい取組みである。

### (2) 患者の満足度向上

- ・接遇については、小さなこと一つひとつが満足度向上につながることから、接遇向上の取組みを進められたい。

### (3) 患者・住民への適切な情報発信

- ・SNSは見やすいようにさらに工夫していくことが必要と考える。

## 第3 業務運営の改善及び効率化に関する事項

### 2 医療従事者の適正配置及び質の向上を目指した組織づくり

#### (1) 適正配置と人材評価

##### ア 医療スタッフの適正配置

- ・看護師不足対策については、病院単体では困難な部分があることから、行政等も一緒に取り組んでほしい。

## 第4 財務内容の改善に関する事項

### 1 持続可能な経営基盤の確立

#### (1) 財務改善に向けた取組み

- ・財務状況を厳しく捉えていることはよいことである。

## 第5 その他業務運営に関する重要事項

### 1 PFI 事業者との連携による事業の円滑な推進

- ・PFI のモニタリングに、オブザーバーとして民間病院の院内ボランティアを入れている点について、患者が快適に医療を受けられているかという視点がよい。患者の視点を大事にした病院運営を続けてほしい。

2 損益計算書による決算の推移

(単位:千円、税抜)

	第1期 中期目標期間				第2期 中期目標期間				第3期 中期目標期間				対前年度比 (b)-(a)
	第1期 H24年度	第2期 H25年度	第3期 H26年度	第4期 H27年度	第5期 H28年度	第6期 H29年度	第7期 H30年度	第8期 R元年度	第9期 R2年度	第10期 (a) R3年度	第11期 (b) R4年度		
<b>営業収益(A)</b>	<b>10,393,354</b>	<b>10,442,692</b>	<b>11,610,718</b>	<b>13,227,010</b>	<b>13,258,051</b>	<b>13,882,984</b>	<b>14,076,727</b>	<b>14,260,090</b>	<b>16,275,552</b>	<b>17,234,382</b>	<b>15,825,568</b>	<b>▲ 1,408,815</b>	
<b>医業収益</b>	9,244,627	9,110,239	10,610,252	11,944,691	11,837,300	12,535,744	12,774,513	13,174,971	11,615,992	12,333,186	11,904,470	▲ 428,716	
入院収益	6,616,289	6,617,403	7,935,514	8,600,093	8,863,892	9,515,659	9,626,980	9,827,777	8,511,350	9,048,790	8,485,196	▲ 563,594	
外来収益	2,411,156	2,327,205	2,402,767	3,132,290	2,667,948	2,758,235	2,909,111	3,080,490	2,902,145	3,094,273	3,266,161	▲ 171,888	
その他医業収益	217,182	165,632	271,972	212,307	305,604	261,850	238,422	266,703	202,497	190,123	153,113	▲ 37,010	
<b>運営費負担金収益</b>	762,125	842,642	666,228	607,828	640,558	534,160	509,794	555,542	629,149	641,488	610,261	▲ 31,227	
<b>補助金等収益</b>	41,499	32,406	38,384	45,196	40,626	38,005	33,577	40,756	3,479,368	3,698,521	2,758,887	▲ 939,633	
<b>その他営業収益</b>	1,000	0	350	2,706	40,240	11,337	13,297	8,395	39,040	28,079	8,824	▲ 19,254	
<b>資産見返負債戻入</b>	344,102	457,405	295,504	626,589	699,326	763,738	745,546	480,426	512,002	533,109	543,125	▲ 10,016	
<b>営業費用(B)</b>	<b>9,928,458</b>	<b>10,700,908</b>	<b>12,458,460</b>	<b>14,008,757</b>	<b>13,467,676</b>	<b>13,556,261</b>	<b>13,873,310</b>	<b>14,587,280</b>	<b>14,287,111</b>	<b>14,748,166</b>	<b>14,991,219</b>	<b>243,053</b>	
<b>医業費用</b>	9,771,779	10,568,946	11,964,284	13,463,364	12,858,963	12,920,271	13,159,509	13,799,040	13,481,820	13,827,661	14,118,683	291,022	
<b>給与費</b>	5,216,095	5,560,002	6,251,175	6,997,094	6,834,464	6,697,167	6,899,389	7,223,081	7,571,266	7,578,244	7,583,543	5,298	
うち退職給付費用	298,782	174,040	227,359	426,986	305,727	41,512	222,831	271,384	294,742	290,283	474,367	184,084	
<b>材料費</b>	2,278,867	2,275,644	2,444,943	3,293,184	2,969,008	3,244,887	3,287,225	3,570,114	3,069,643	3,282,575	3,445,444	162,868	
<b>経費</b>	1,423,385	1,731,089	1,866,023	1,791,275	1,575,053	1,613,357	1,688,623	1,755,645	1,900,332	2,025,036	2,135,495	110,459	
<b>減価償却費</b>	808,477	950,459	1,351,672	1,321,263	1,425,259	1,313,340	1,227,613	1,196,819	916,533	918,846	923,694	4,848	
<b>研究研修費</b>	41,137	48,062	48,397	56,274	53,237	49,430	54,755	46,429	21,065	19,501	28,083	8,582	
<b>資産減耗費</b>	3,819	3,691	2,073	4,274	1,942	2,090	1,904	6,952	2,981	3,458	2,425	▲ 1,033	
<b>一般管理費</b>	156,679	131,962	141,287	142,483	250,177	261,262	327,067	321,019	326,327	412,640	338,380	▲ 74,260	
<b>給与費</b>	134,395	114,102	129,286	124,724	215,449	242,224	309,894	303,592	309,023	395,764	322,776	▲ 72,988	
うち退職給付費用	0	4,829	2,257	3,403	6,347	6,478	13,791	19,691	15,015	18,647	24,130	5,483	
<b>経費</b>	18,460	13,817	8,657	14,415	23,970	15,311	13,317	13,339	13,182	12,826	12,781	▲ 45	
<b>減価償却費</b>	3,823	4,042	3,343	3,343	10,758	3,727	3,855	4,088	4,122	4,050	2,823	▲ 1,227	
<b>控除対象外消費税等</b>	0	0	352,889	402,911	358,536	374,728	386,735	467,221	478,964	507,865	534,156	26,291	
<b>営業利益(C)=(A)-(B)</b>	<b>464,896</b>	<b>▲ 258,216</b>	<b>▲ 847,741</b>	<b>▲ 781,748</b>	<b>▲ 209,625</b>	<b>326,723</b>	<b>203,417</b>	<b>▲ 327,190</b>	<b>1,988,441</b>	<b>2,486,217</b>	<b>834,349</b>	<b>▲ 1,651,868</b>	
<b>営業外収益(D)</b>	<b>124,929</b>	<b>140,880</b>	<b>163,005</b>	<b>86,602</b>	<b>134,109</b>	<b>163,862</b>	<b>170,006</b>	<b>162,935</b>	<b>115,233</b>	<b>118,076</b>	<b>119,088</b>	<b>1,012</b>	
<b>財務収益</b>	1,730	2,345	1,221	1,384	36	0	0	0	0	0	0	▲ 0	
<b>運営費負担金収益</b>	27,261	32,682	42,863	41,738	40,765	39,167	37,343	35,461	33,692	31,940	31,084	▲ 856	
<b>その他営業外収益</b>	95,938	105,853	118,921	43,480	93,309	124,695	132,663	127,474	81,541	86,135	88,004	1,868	
<b>営業外費用(E)</b>	<b>240,097</b>	<b>268,284</b>	<b>160,754</b>	<b>130,861</b>	<b>173,579</b>	<b>176,105</b>	<b>171,977</b>	<b>178,956</b>	<b>172,762</b>	<b>171,170</b>	<b>174,270</b>	<b>3,100</b>	
<b>財務費用</b>	52,297	51,496	83,774	81,671	79,900	76,842	73,362	69,772	66,417	63,105	61,593	▲ 1,512	
<b>その他営業外費用</b>	187,800	216,788	76,980	49,190	93,680	99,263	98,615	109,184	106,345	108,065	112,677	4,612	
<b>経常利益(F)=(C)+(D)-(E)</b>	<b>349,729</b>	<b>▲ 385,621</b>	<b>▲ 845,491</b>	<b>▲ 826,007</b>	<b>▲ 249,095</b>	<b>314,480</b>	<b>201,446</b>	<b>▲ 343,211</b>	<b>1,930,912</b>	<b>2,433,122</b>	<b>779,167</b>	<b>▲ 1,653,955</b>	
<b>臨時利益(G)</b>	<b>100,586</b>	<b>0</b>	<b>196,816</b>	<b>54,970</b>	<b>121,357</b>	<b>463,466</b>	<b>3,583</b>	<b>86</b>	<b>98,591</b>	<b>1,530</b>	<b>106,300</b>	<b>104,770</b>	
<b>資産見返運営費負担金戻入</b>	0	0	0	0	0	0	0	80	0	1,185	0	▲ 1,185	
<b>資産見返補助金等戻入</b>	0	0	0	0	0	0	0	6	0	0	0	0	
<b>運営費負担金収益</b>	0	0	0	35,896	0	0	0	0	0	0	0	0	
<b>補助金等収益</b>	0	0	196,816	19,073	0	0	0	0	0	0	0	0	
<b>過年度損益修正益</b>	100,586	0	0	0	56,254	0	0	0	0	0	106,142	106,142	
<b>固定資産売却益</b>	0	0	0	0	4,811	0	3,583	0	0	0	0	0	
<b>その他臨時利益</b>	0	0	0	0	60,293	463,466	0	0	98,591	345	158	▲ 187	
<b>臨時損失(H)</b>	<b>24,730</b>	<b>129,160</b>	<b>843,617</b>	<b>86,314</b>	<b>43,592</b>	<b>271,874</b>	<b>201,845</b>	<b>28,110</b>	<b>2,917</b>	<b>196,084</b>	<b>87,683</b>	<b>▲ 108,400</b>	
<b>環境対策費用</b>	0	0	469,795	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
<b>雨水渠復旧対策費用</b>	0	0	0	48,968	17,144	0	0	0	0	0	0	0	
<b>病院統合関連費用</b>	0	0	0	30,574	10,799	0	0	0	0	0	0	0	
<b>固定資産除却損</b>	3,240	129,160	322,394	6,771	14,689	1,069	1,996	14,919	501	67,627	3,504	▲ 64,123	
<b>固定資産売却損</b>	0	0	0	0	0	0	0	395	0	0	0	0	
<b>過年度損益修正損</b>	21,490	0	42,902	0	0	0	0	0	0	128,097	84,179	▲ 43,918	
<b>固定資産減損損失</b>	0	0	8,525	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
<b>訴訟損失引当金繰入額</b>	0	0	0	0	0	0	199,849	12,796	0	0	0	0	
<b>その他臨時損失</b>	0	0	0	0	960	270,805	0	0	2,416	360	0	▲ 360	
<b>当期純利益(I)=(F)+(G)-(H)</b>	<b>425,585</b>	<b>▲ 514,780</b>	<b>▲ 1,492,292</b>	<b>▲ 857,351</b>	<b>▲ 171,330</b>	<b>506,073</b>	<b>3,184</b>	<b>▲ 371,235</b>	<b>2,026,587</b>	<b>2,238,568</b>	<b>797,784</b>	<b>▲ 1,440,785</b>	
<b>目的積立金取崩額(J)</b>	<b>0</b>	<b>0</b>	<b>0</b>	<b>0</b>	<b>0</b>	<b>0</b>	<b>0</b>	<b>0</b>	<b>0</b>	<b>0</b>	<b>19,788</b>	<b>19,788</b>	
<b>当期総利益(L)=(I)+(J)</b>	<b>425,585</b>	<b>▲ 514,780</b>	<b>▲ 1,492,292</b>	<b>▲ 857,351</b>	<b>▲ 171,330</b>	<b>506,073</b>	<b>3,184</b>	<b>▲ 371,235</b>	<b>2,026,587</b>	<b>2,238,568</b>	<b>817,572</b>	<b>▲ 1,420,996</b>	
<b>累積額</b>		<b>▲ 89,195</b>	<b>▲ 1,581,487</b>	<b>▲ 2,438,838</b>	<b>▲ 2,610,168</b>	<b>▲ 2,104,095</b>	<b>▲ 2,100,911</b>	<b>▲ 2,472,146</b>	<b>▲ 445,559</b>	<b>1,793,009</b>	<b>2,610,581</b>		
<b>(B/S)目的積立金取崩(資本剰余金)</b>											<b>275,566</b>		
<b>利益剰余金</b>	<b>0</b>	<b>▲ 89,195</b>	<b>▲ 1,581,487</b>	<b>▲ 2,438,838</b>	<b>▲ 2,610,168</b>	<b>▲ 2,104,095</b>	<b>▲ 2,100,911</b>	<b>▲ 2,472,146</b>	<b>▲ 445,559</b>	<b>1,793,009</b>	<b>2,315,227</b>		

## 貸借対照表

(令和 5年 3月31日)

【地方独立行政法人長崎市立病院機構】

(単位:円)

科 目	金 額		
<b>資 産 の 部</b>			
I 固定資産			
1 有形固定資産			
土地		2,600,182,000	
建物	11,201,742,973		
減価償却累計額	▲ 3,834,250,320	7,367,492,653	
構築物	141,335,012		
減価償却累計額	▲ 60,568,582	80,766,430	
器械備品	7,612,002,849		
減価償却累計額	▲ 5,525,223,942	2,086,778,907	
車両運搬具	8,224,693		
減価償却累計額	▲ 1,675,030	6,549,663	
建設仮勘定		61,424,000	
その他有形固定資産		46,280,000	
有形固定資産合計		12,249,473,653	
2 無形固定資産			
ソフトウェア		135,554,789	
無形固定資産合計		135,554,789	
3 投資その他の資産			
長期前払費用		472,121,930	
職員長期貸付金		3,668,750	
その他投資資産		451,920	
投資その他の資産合計		476,242,600	
固定資産合計			12,861,271,042
II 流動資産			
現金及び預金		4,212,988,951	
医業未収金	2,450,044,810		
貸倒引当金	▲ 9,913,325	2,440,131,485	
未収金		2,143,010,610	
未収消費税等		1,141,900	
医薬品		81,043,695	
診療材料		6,139,732	
前払費用		6,368,700	
立替金		2,464,411	
預け金		702,000	
流動資産合計			8,893,991,484
資産合計			21,755,262,526

# 貸借対照表

(令和 5年 3月31日)

【地方独立行政法人長崎市立病院機構】

(単位:円)

科 目	金 額		
<b>負債の部</b>			
<b>I 固定負債</b>			
資産見返負債 (注)			
資産見返運営費負担金	1,501,444,090		
資産見返補助金等	1,249,273,042		
資産見返寄附金	2,053,082		
資産見返物品受贈額	455,631	2,753,225,845	
長期借入金		7,763,330,849	
移行前地方債償還債務		1,284,039,271	
長期寄附金債務 (注)		17,757,134	
長期リース債務		13,687,092	
退職給付引当金		3,240,793,486	
固定負債合計			15,072,833,677
<b>II 流動負債</b>			
一年以内返済予定長期借入金		682,129,160	
一年以内返済予定移行前地方債償還債務		84,843,805	
未払金		1,923,385,549	
未払費用		74,259,275	
預り金		49,674,871	
前受金		1,218,200	
寄附金債務 (注)		18,267,416	
短期リース債務		11,888,064	
賞与引当金		371,399,803	
流動負債合計			3,217,066,143
負債合計			18,289,899,820
<b>純資産の部</b>			
<b>I 資本金</b>			
設立団体出資金		842,118,888	
資本金合計			842,118,888
<b>II 資本剰余金</b>			
資本剰余金		308,016,400	
資本剰余金合計			308,016,400
<b>III 利益剰余金</b>			
目的積立金(注)		1,497,654,941	
当期末処分利益		817,572,477	
(うち当期総利益)		(817,572,477)	
利益剰余金合計			2,315,227,418
純資産合計			3,465,362,706
負債純資産合計			21,755,262,526

(注) これらは地方独立行政法人固有の会計処理に伴う勘定科目です。

**損益計算書**  
(令和 4年4月1日～令和 5年 3月31日)

【地方独立行政法人長崎市立病院機構】

(単位:円)

科 目	金 額	
営業収益		
医業収益		
入院収益	8,485,196,163	
外来収益	3,266,160,504	
その他医業収益	153,113,395	11,904,470,062
運営費負担金収益(注)		610,260,873
補助金等収益(注)		2,758,887,384
寄附金収益(注)		6,267,855
受託事業等収益(注)		2,556,558
資産見返負債戻入(注)		
資産見返運営費負担金戻入	437,157,062	
資産見返補助金等戻入	105,184,664	
資産見返寄附金戻入	760,791	
資産見返物品受贈額戻入	22,500	543,125,017
営業収益合計		15,825,567,749
営業費用		
医業費用		
給与費	7,583,542,598	
材料費	3,445,443,572	
経費	2,137,919,818	
減価償却費	923,693,736	
研究研修費	28,083,260	14,118,682,984
一般管理費		
給与費	322,775,958	
経費	12,781,166	
減価償却費	2,822,784	338,379,908
控除対象外消費税等		534,155,197
営業費用合計		14,991,218,089
営業利益		834,349,660
営業外収益		
運営費負担金収益(注)		31,084,063
補助金等収益(注)		2,624,428
財務収益		197
その他営業外収益		85,379,022
営業外収益合計		119,087,710
営業外費用		
財務費用		
移行前地方債利息	28,931,340	
長期借入金利息	32,661,854	61,593,194
資産にかかる控除対象外消費税償却額		84,569,688
その他営業外費用		28,107,116
営業外費用合計		174,269,998
経常利益		779,167,372
臨時利益		
過年度損益修正益		106,142,472
資産見返運営費負担金戻入(注)		157,622
臨時利益合計		106,300,094
臨時損失		
固定資産除却損		3,504,179
その他臨時損失		84,178,978
臨時損失合計		87,683,157
当期純利益		797,784,309
目的積立金取崩額(注)		19,788,168
当期総利益		817,572,477

(注) これらは地方独立行政法人固有の会計処理に伴う勘定科目です。

# キャッシュ・フロー計算書

(令和 4年 4月1日～令和 5年 3月31日)

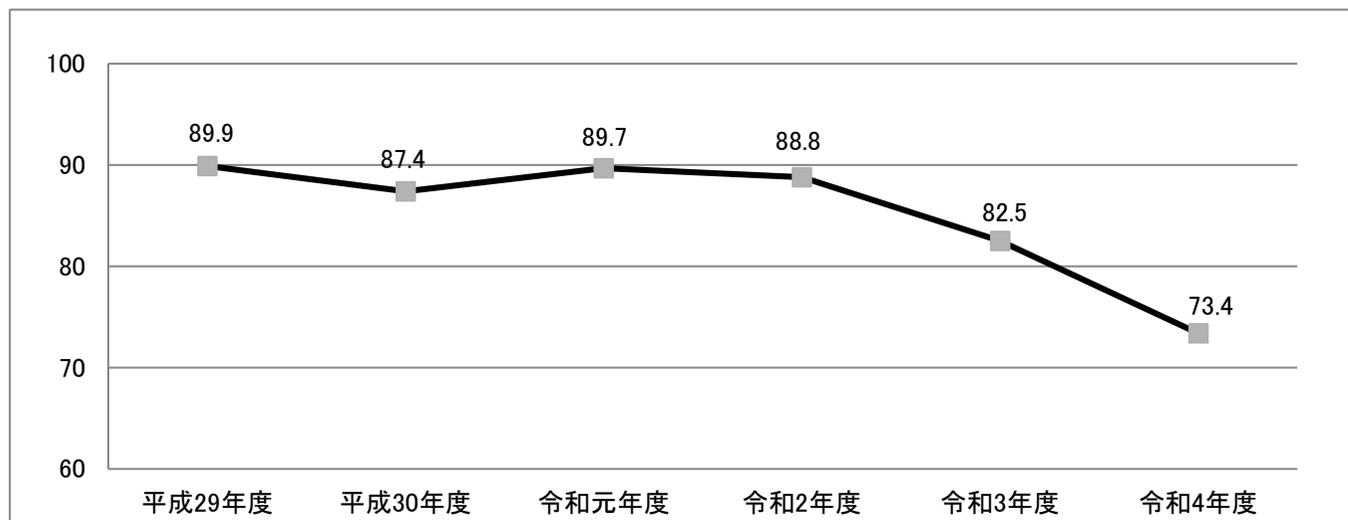
【地方独立行政法人長崎市立病院機構】

(単位:円)

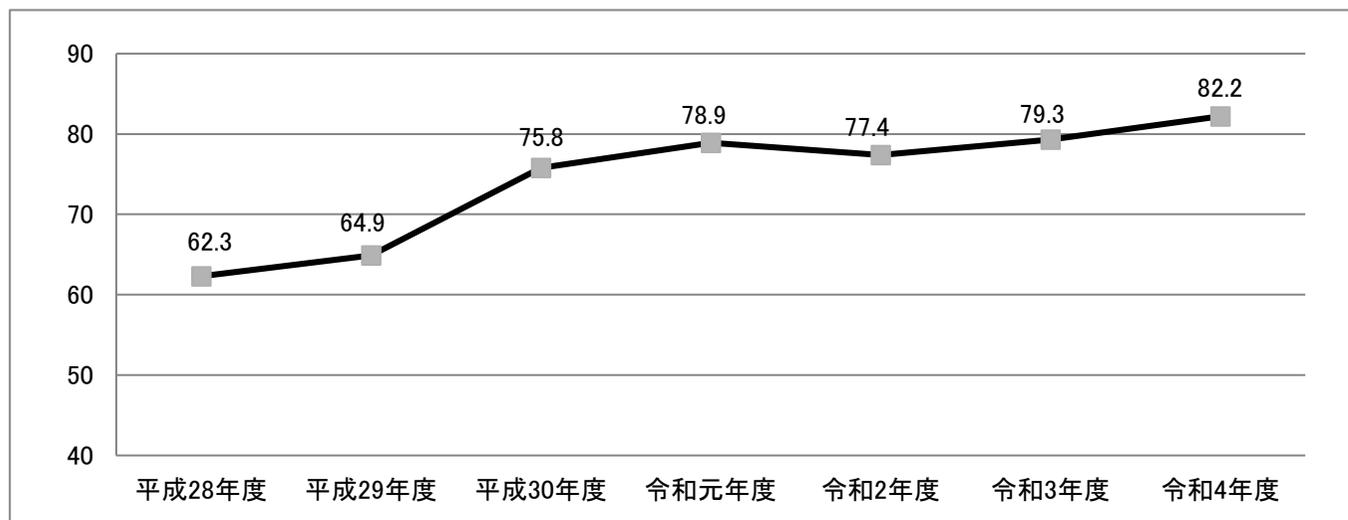
I	業務活動によるキャッシュ・フロー	
	材料の購入による支出	▲ 3,462,591,499
	人件費支出	▲ 7,602,314,231
	医業収入	11,589,594,261
	運営費負担金収入	643,375,367
	補助金等収入	1,722,952,587
	寄附金収入	4,420,000
	その他	▲ 2,702,069,592
	小計	193,366,893
	利息の受取額	197
	利息の支払額	▲ 61,593,194
	業務活動によるキャッシュ・フロー	131,773,896
II	投資活動によるキャッシュ・フロー	
	定期預金の預入による支出	▲ 500,000,000
	有形固定資産の取得による支出	▲ 531,924,792
	運営費負担金収入	333,556,301
	補助金等収入	300,000
	投資活動によるキャッシュ・フロー	▲ 698,068,491
III	財務活動によるキャッシュ・フロー	
	長期借入れによる収入	516,100,000
	長期借入金の返済による支出	▲ 664,311,933
	移行前地方債償還債務の償還による支出	▲ 82,858,862
	リース債務の返済による支出	▲ 12,830,256
	財務活動によるキャッシュ・フロー	▲ 243,901,051
IV	資金増減額	▲ 810,195,646
V	資金期首残高	4,523,184,597
VI	資金期末残高	3,712,988,951

## 【参考】長崎みなとメディカルセンターの実績値の推移

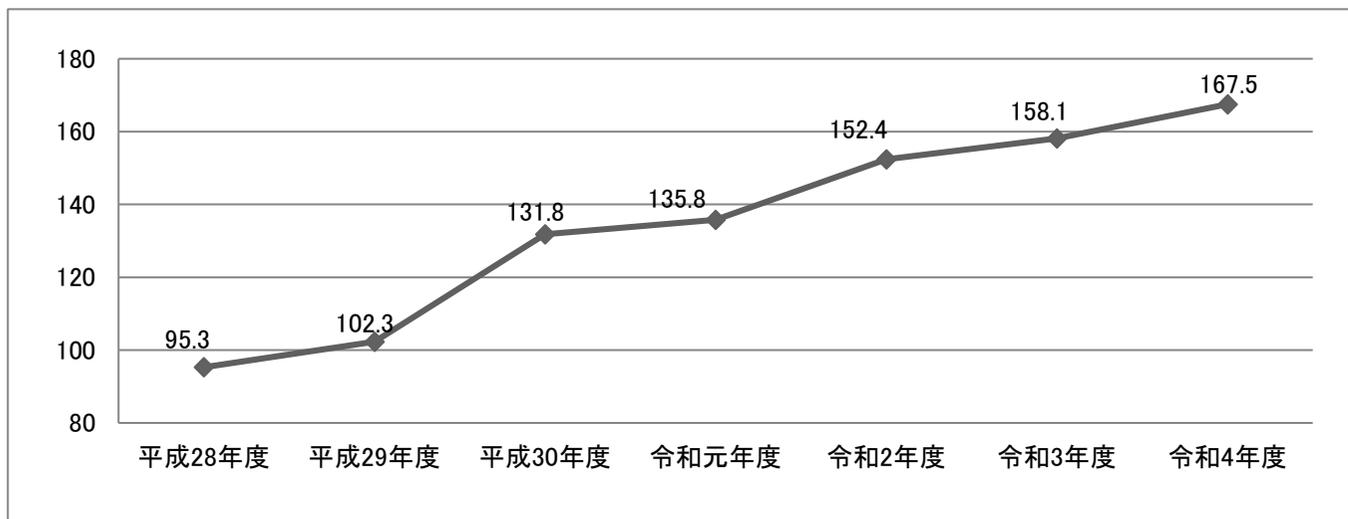
### 1 救急搬送応需率 (%) (受入件数/受入要請件数) × 100



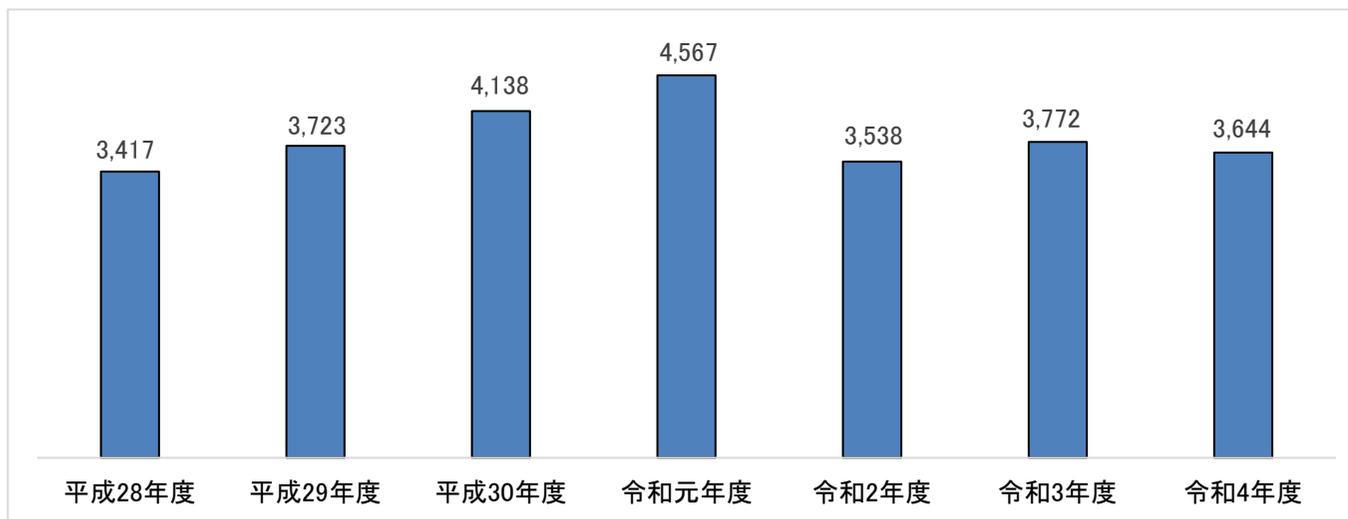
### 2 紹介率 (%) (紹介患者数/初診患者数) × 100



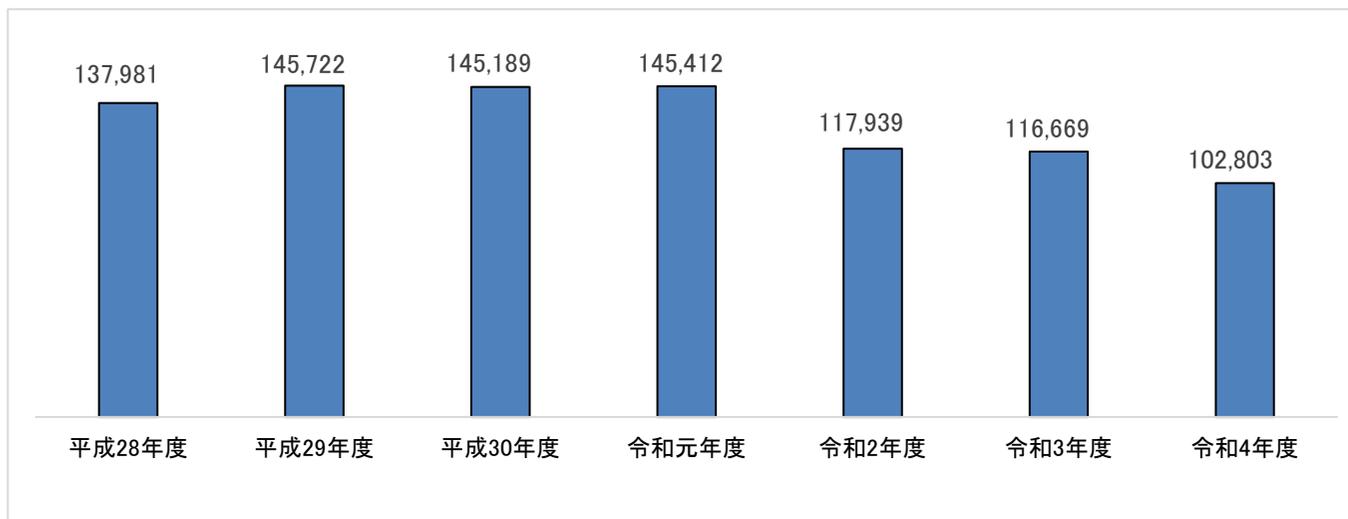
### 3 逆紹介率 (%) (逆紹介患者数 / 初診患者数) × 100



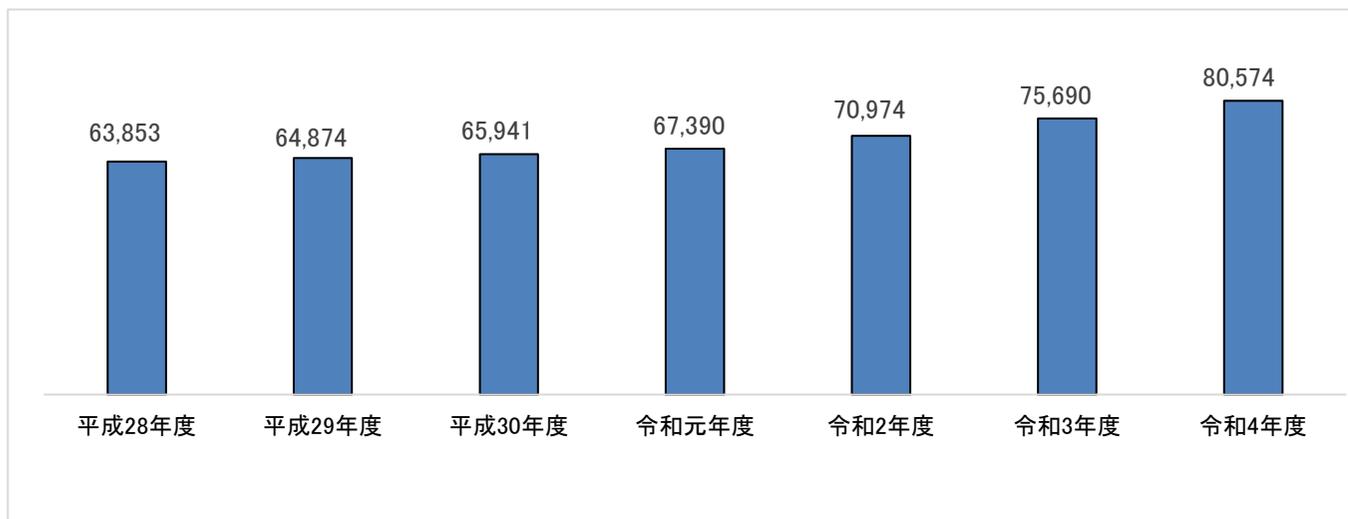
### 4 手術件数 (件)



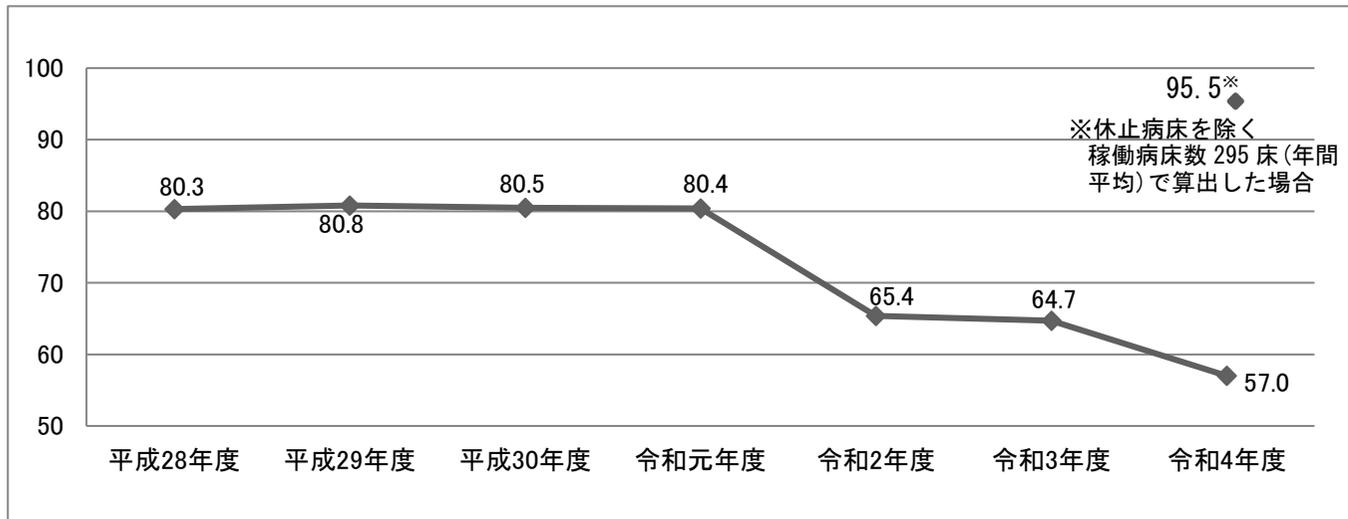
## 5 入院延べ患者人数（人）



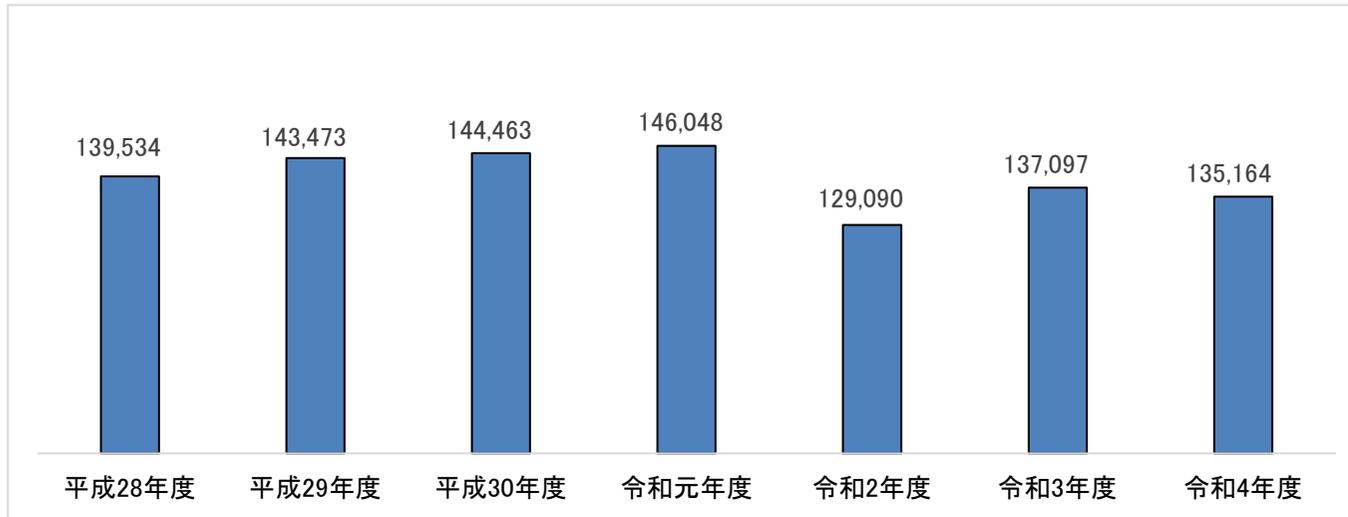
## 6 入院1人1日当たり単価（円）



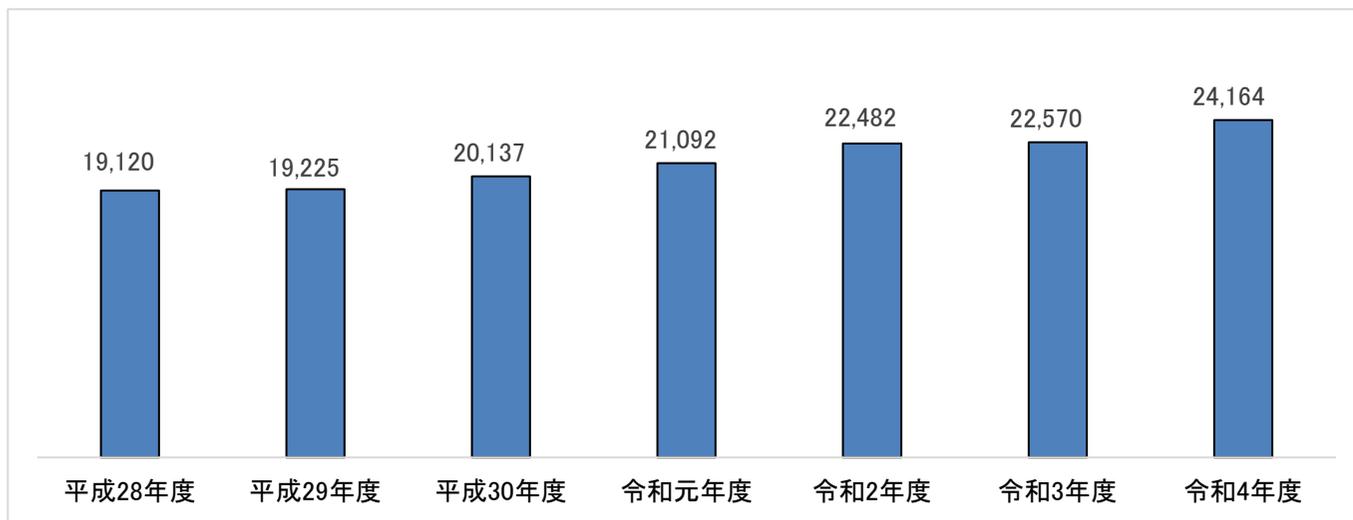
7 一般病床稼働率 (%) (入院延べ患者数 / (稼働病床数 × 年間入院診療実日数)) × 100



8 外来延べ患者人数 (人)



## 9 外来1人1日当たり単価（円）



## 【参考】地方独立行政法人法等（抜粋）

### 1 地方独立行政法人法（抜粋）

（中期目標）

第二十五条 設立団体の長は、三年以上五年以下の期間において地方独立行政法人が達成すべき業務運営に関する目標（以下「中期目標」という。）を定め、当該中期目標を当該地方独立行政法人に指示するとともに、公表しなければならない。当該中期目標を変更したときも、同様とする。

2 （略）

3 設立団体の長は、中期目標を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、評価委員会の意見を聴くとともに、議会の議決を経なければならない。

（中期計画）

第二十六条 地方独立行政法人は、前条第一項の指示を受けたときは、中期目標に基づき、設立団体の規則で定めるところにより、当該中期目標を達成するための計画（以下「中期計画」という。）を作成し、設立団体の長の認可を受けなければならない。当該中期計画を変更しようとするときも、同様とする。

2～3 （略）

4 地方独立行政法人は、第一項の認可を受けたときは、遅滞なく、その中期計画を公表しなければならない。

（年度計画）

第二十七条 地方独立行政法人は、毎事業年度の開始前に、前条第一項の認可を受けた中期計画（同項後段の規定による変更の認可を受けたときは、当該変更後の中期計画。以下「認可中期計画」という。）に基づき、設立団体の規則で定めるところにより、その事業年度の業務運営に関する計画を定め、当該年度計画を設立団体の長に届け出るとともに、公表しなければならない。当該年度計画を変更したときも、同様とする。

2 （略）

(各事業年度に係る業務の実績等に関する評価等)

第二十八条 地方独立行政法人は、毎事業年度の終了後、当該事業年度が次の各号に掲げる事業年度のいずれに該当するかに応じ当該各号に定める事項について、設立団体の長の評価を受けなければならない。

- 一 次号及び第三号に掲げる事業年度以外の事業年度 当該事業年度における業務の実績
  - 二 中期目標の期間の最後の事業年度の直前の事業年度 当該事業年度における業務の実績及び中期目標の期間の終了時に見込まれる中期目標の期間における業務の実績
  - 三 中期目標の期間の最後の事業年度 当該事業年度における業務の実績及び中期目標の期間における業務の実績
- 2 地方独立行政法人は、前項の評価を受けようとするときは、設立団体の規則で定めるところにより、各事業年度の終了後三月以内に、同項第一号、第二号又は第三号に定める事項及び当該事項について自ら評価を行った結果を明らかにした報告書を設立団体の長に提出するとともに、公表しなければならない。
- 3 第一項の評価は、同項第一号、第二号又は第三号に定める事項について総合的な評定を付して、行わなければならない。この場合において、同項各号に規定する当該事業年度における業務の実績に関する評価は、当該事業年度における中期計画の実施状況の調査及び分析を行い、その結果を考慮して行わなければならない。
- 4 設立団体の長は、第一項第二号に規定する中期目標の期間の終了時に見込まれる中期目標の期間における業務の実績に関する評価を行うときは、あらかじめ、評価委員会の意見を聴かなければならない。
- 5 設立団体の長は、第一項の評価を行ったときは、遅滞なく、当該地方独立行政法人に対して、その評価の結果を通知し、公表するとともに、議会に報告しなければならない。
- 6 設立団体の長は、第一項の評価の結果に基づき必要があると認めるときは、当該地方独立行政法人に対し、業務運営の改善その他の必要な措置を講ずることを命ずることができる。

(料金及び中期計画の特例)

第八十三条

1～2 (略)

- 3 設立団体の長は、公営企業型地方独立行政法人に係る中期計画について、第二十六条第一項の認可をしようとするときは、あらかじめ、議会の議

決を経なければならない。

## 2 地方独立行政法人長崎市立病院機構評価委員会条例（抜粋）

（意見の聴取）

第2条 市長は、法第28条第1項各号に規定する当該事業年度における業務の実績に関する評価及び同項第3号に規定する中期目標の期間における業務の実績に関する評価を行うときは、あらかじめ、委員会の意見を聴くものとする。

### 第3 新型コロナウイルスワクチン接種の現況について

#### 1 令和5年度春夏接種

令和5年度は特例臨時接種の期間が令和6年3月31日まで延長され、5月8日から「春夏接種」として、初回接種が完了した65歳以上の高齢者等重症化リスクの高い方を対象に、オミクロン株対応2価ワクチンの接種を行っている。これまで「春夏接種」は8月31日までとされていたが、9月20日から秋冬接種が始まることに伴い、9月19日まで延長されることとなった。

#### 2 9月開始の秋冬接種及び使用ワクチン

秋冬接種については、オミクロン株（XBB.1.5）1価ワクチンを使用し、9月20日に開始する。

なお、初回接種を完了した生後6か月以上の追加接種可能な全ての方を対象とし、9月20日から3月までの間に1回接種ができる。（春夏接種を受けた方は、秋冬接種として今年度2回の接種が可能となる。）

年齢	区分		令和5年度		
			5/8～9/19	9/20～12/31	1～3月
12歳以上	3回目以降	65歳以上	「春夏接種」 (オミクロン株対応2価ワクチン)	「秋冬接種」(XBB ワクチン)	
		基礎疾患がある方			
		医療従事者等			
	上記以外	接種不可			
	1・2回目(通年)		継続して実施	継続して実施 (XBB ワクチン)	
5～11歳	3回目以降	基礎疾患がある方	「春夏接種」 (オミクロン株対応2価ワクチン)	「秋冬接種」(XBB ワクチン)	
		上記以外			
	1・2回目(通年)		継続して実施(従来株ワクチン)	継続して実施 (XBB ワクチン)	
6か月～4歳	4回目以降		接種対象外	「秋冬接種」(XBB ワクチン)	
	1～3回目(通年)		継続して実施(従来株ワクチン)	継続して実施 (XBB ワクチン)	

※65歳以上の高齢者及び5歳以上の基礎疾患を有する者その他重症化リスクが高いと医師が認める者は、予防接種法第8条（接種勧奨）及び第9条（努力義務）が適用されている。

### 3 接種券の送付など

接種券は今年の5月頃までに、5歳以上の全ての方に送付している。未使用の接種券をお持ちの方は、お手持ちの接種券を使用して秋冬接種が受けられることから、「ワクチン接種についてのお知らせ」を送付し、お手持ちの接種券を使用して接種いただくよう接種勧奨することとしており、広報ながさき及びホームページでも周知を図る。また、春夏接種を受けた方\*には、順次、新たな接種券を発送し、高齢者施設については施設ごとに取りまとめて発送する。

※ 令和5年5月8日(月)～令和5年9月19日(火)に3回目以降の接種を受けた方

### 4 接種体制

区分	接種開始日	会場（医療機関）数
個別接種	令和5年9月20日（水）～ ワクチンが配送された医療機関から順次開始	283医療機関
集団接種	令和5年9月23日（土）～	6会場※

※集団接種6会場

- ・市民会館・東公民館・琴海南部文化センター
- ・南部市民センター・野母地区公民館
- ・市役所2F 市民交流センター

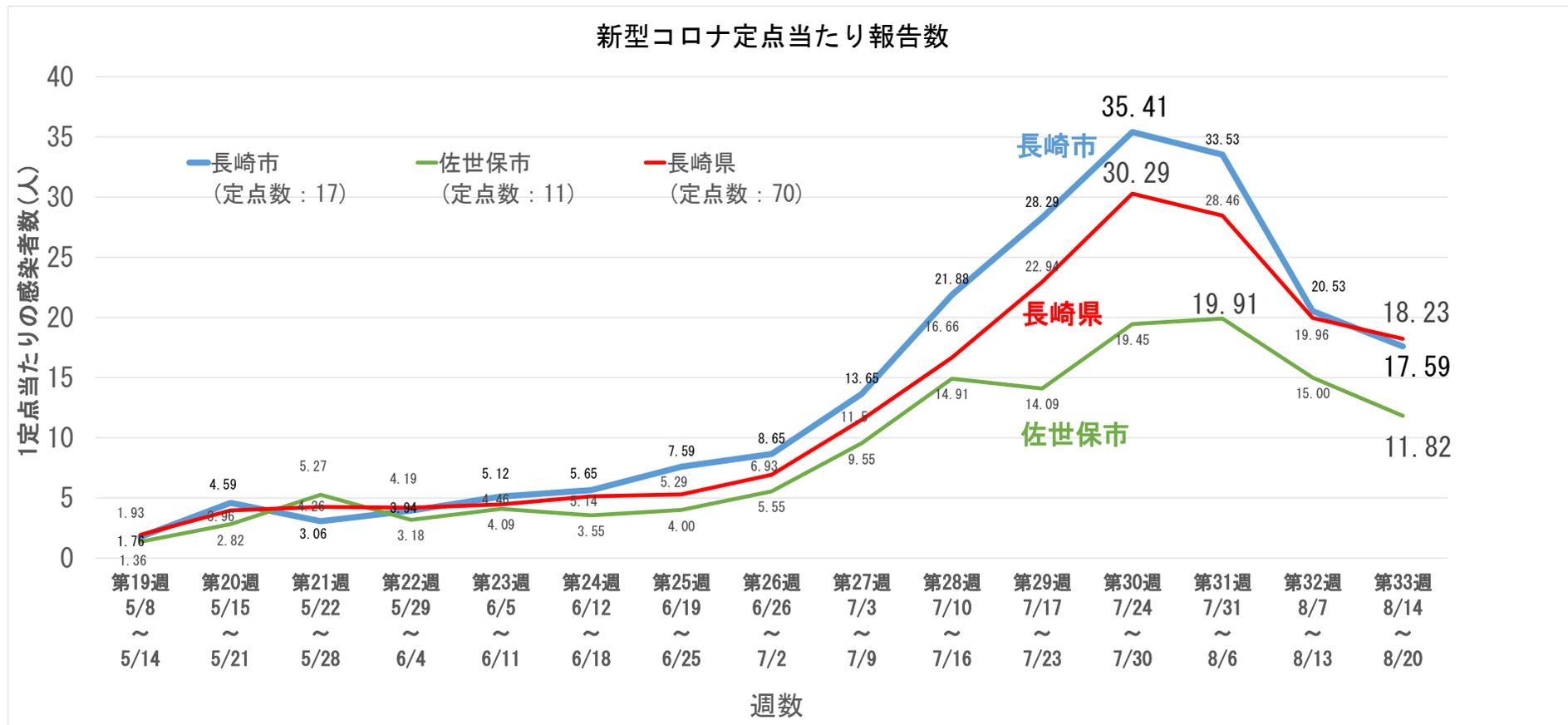
### 5 年齢区別の接種状況（令和5年8月28日現在）

区分	人口 (人)	1回目		2回目		3回目		4回目		5回目		6回目		(再掲)令和5年5月8日 以降の接種回数 (3回目以上)	
		接種回数 (回)	接種率 (%)	接種回数 (回)	接種率 (%)										
65歳以上	135,619	129,077	95.2	128,751	94.9	123,801	91.3	113,450	83.7	95,939	70.7	64,899	47.9	72,932	53.8
60～64歳	28,076	25,924	92.3	25,873	92.2	24,304	86.6	20,350	72.5	13,442	47.9	4,928	17.6	6,114	21.8
50～59歳	53,982	48,601	90.0	48,477	89.8	43,307	80.2	28,795	53.3	9,965	18.5	4,063	7.5	5,805	10.4
40～49歳	51,330	44,544	86.8	44,355	86.4	36,124	70.4	19,412	37.8	5,926	11.5	2,342	4.6	3,314	6.5
30～39歳	39,527	33,394	84.5	33,154	83.9	24,591	62.2	10,426	26.4	3,143	8.0	1,071	2.7	1,644	4.2
20～29歳	33,688	28,641	85.0	28,332	84.1	19,570	58.1	6,787	20.1	1,834	5.4	531	1.6	863	2.6
18～19歳	6,969	6,177	88.6	6,143	88.1	3,977	57.1	1,213	17.4	161	2.3	29	0.4	65	0.9
12～17歳	20,679	16,222	78.4	16,093	77.8	10,887	52.6	4,418	21.4					68	0.3
5～11歳	22,599	4,915	21.7	4,737	21.0	2,035	9.0	384	1.7					141	0.6
6か月～4歳	12,396	293	2.4	269	2.2	200	1.6								
<b>全体</b>	406,116	337,788	<b>83.2</b>	336,184	<b>82.8</b>	288,796	<b>71.1</b>	205,235	<b>50.5</b>	130,410	<b>32.1</b>	77,863	<b>19.2</b>	90,746	<b>22.3</b>
国 接種率(8/27)			80.8		79.9		68.8			-					18.4

# (参考1) 5類移行後の新型コロナウイルス感染症の感染状況

(単位：人)

	週	第19週	第20週	第21週	第22週	第23週	第24週	第25週	第26週	第27週	第28週	第29週	第30週	第31週	第32週	第33週
	期間	5/8 ~ 5/14	5/15 ~ 5/21	5/22 ~ 5/28	5/29 ~ 6/4	6/5 ~ 6/11	6/12 ~ 6/18	6/19 ~ 6/25	6/26 ~ 7/2	7/3 ~ 7/9	7/10 ~ 7/16	7/17 ~ 7/23	7/24 ~ 7/30	7/31 ~ 8/6	8/7 ~ 8/13	8/14 ~ 8/20
長崎県 (定点数：70)	報告数	135	277	298	293	312	360	370	485	805	1,166	1,606	2,120	1,992	1,357	1,276
	定点当たり報告数	1.93	3.96	4.26	4.19	4.46	5.14	5.29	6.93	11.5	16.66	22.94	30.29	28.46	19.96	18.23
長崎市 (定点数：17)	報告数	30	78	52	67	87	96	129	147	232	372	481	602	570	349	299
	定点当たり報告数	1.76	4.59	3.06	3.94	5.12	5.65	7.59	8.65	13.65	21.88	28.29	35.41	33.53	20.53	17.59
佐世保市 (定点数：11)	報告数	15	31	58	35	45	39	44	61	105	164	155	214	219	165	130
	定点当たり報告数	1.36	2.82	5.27	3.18	4.09	3.55	4.00	5.55	9.55	14.91	14.09	19.45	19.91	15.00	11.82



※定点当たり報告数とは、定点医療機関からの新型コロナウイルス感染症と診断された患者報告数を、定点医療機関数で割った値  
 言いかえると、1定点医療機関当たりの平均患者報告数

## (参考2) 新型コロナウイルス感染症 定点当たり報告数（長崎市内17医療機関の平均報告数）

